

審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部商業・経営支援課組合担当
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	商工会連合会の総会による定款変更の認可
②	法令名	商工会法
③	法令番号	昭和35年5月20日法律第89号
④	根拠条項	第58条第4項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第58条4 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一号、第二号及び第四号(全国連合会にあつては、第一号及び第二号)並びに第四十六条の二から第四十七条までの規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項(第五号を除く。)及び」と読み替えるものとする。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「商工会法」第44条第2項準用 ・「商工会法施行規則」(昭和35年6月10日通商産業省令第58号)第3条 ・「商工会法の知識」(昭和57年4月10日発行中小企業政策課監修)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から20日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	商業・経営支援課組合担当(075-414-4826)
⑬	備考	